

## 令和3年第9回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金）午前9時30分から10時10分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員（15人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
6番	高村 國昭 君	7番	佐々木 一榮 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	中里 光明 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	15番	中川原 隆雄 君
16番	稲村 健一 君	17番	鈴木 徳治 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員（4人）

5番	高橋 克 君	8番	柏田 雅俊 君
11番	沼沢 こえ子 君	18番	大沢 トモ子 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第39号 農地法第5条の第1項の規定に基づく農地転用許に係る意見について  
議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
議案第41号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別断面積の設定について  
議案第42号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 弘幸 君
事務局次長	町屋 剛 君
総務班長	川村 悦子 君

主 事

大 澤 翔 太 君

## 7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から令和3年第9回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（中村）** 本日、5番高橋克委員、8番柏田雅俊委員、11番沼沢こえ子委員、18番大沢トモ子委員から欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は19名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、2番北村勉委員と13番竹原誠委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

**事務局（町屋）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**議長（岩井）** ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。

それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月の調査委員は、5番高橋克委員と15番中川原隆雄委員です。調査委員席にご着席ください。

（高橋調査委員は欠席の為、中川原調査委員が着席）

**議長（岩井）** 次に、日程第3 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（大澤）** それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

今月の許可申請は、1議案1件で、売買による所有権移転に関する件です。

1番、字鹿内下モ、畑、1筆、面積は●●m<sup>2</sup>です。

1番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

1番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、中川原隆雄委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

**中川原隆雄委員** 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の1ページ、議案第38号と参考資料の1ページを御覧ください。

9月3日に、岩井会長と、高橋克委員、及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲受人が農地を探していたところ、近くに譲渡人の土地があり、譲受人から申し出し、農地を売買するものです。

譲受人は、牧草を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** 次に、議案第39号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** それでは議案書の2ページ、参考資料の18ページをご覧ください。

議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 2 件です

1 番は所有権移転、2 番は使用貸借による件です。

1 番、農地の所在は字鍛冶屋窪、地目は畑、面積は●●m<sup>2</sup>。転用目的は、太陽光パネルの設置です。農地区分は、その他の 2 種農地と判断します。

2 番、農地の所在は字愛宕丁、地目は畑、面積は●●m<sup>2</sup>です。転用目的は、集合住宅の建築です。使用貸借の期間は 20 年間です。農地区分は、第 3 種農地と判断します。

**議 長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、中川原隆雄委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

**中川原隆雄委員** 農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 2 ページ議案第 39 号と参考資料の 18 ページを御覧ください。

3 条申請と同じく 9 月 3 日に現地調査を行いました。

1 番は、譲受人が譲渡人から売買により、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行う計画です。

周囲は、北側と西側と南側は畑で、東側は宅地と畑となっており、污水等は発生せず、雨水は地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。

2 番は、譲受人が譲渡人から使用貸借により、申請地にペットの飼育が可能なアパートを 2 棟建築し、アパート経営を行う計画です。

周囲は、北側と南側は宅地、西側は町道、東側は公園となっております。污水等は污水排水管を敷地内に埋設し、公共下水道に接続し処理します。雨水は敷地内に浸透枮を設置し処理するため、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議 長（岩井）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**13番(竹原)** 2番のペットの飼育という事ですがどのようなペットですか。

**中川原隆雄委員** 犬などのペットになるかと思います。

**13番(竹原)** プロパン庫とは何ですか。

**事務局(川村)** アパート用のプロパンガスを保管しておく倉庫になります。

**議長(岩井)** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第39号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。  
指定席にお戻りください。

(調査委員、指定席に戻る)

**議長(岩井)** 次に、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局(川村)** 議案第40号五戸町長より令和3年8月25日付け、五農林第153号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案12件で合計面積は●●m<sup>2</sup>です。

10a当たり賃借料の下段のカッコ書きの数字は年額の賃借料です。

1番から4番は、利用権設定による貸借、5-1番から7番は、農地中間管理事業の一括方式による貸借です。

1番、大字倉石石沢字狐久保、畑、面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃借借で、賃貸料は、10a当たり●●円、●●円です。

2番、大字上市川字前谷地、田、2筆。面積は合計●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円です。

3番、大字上市川字前谷地、田、3筆。面積は合計●●m<sup>2</sup>。賃貸借の期間は、令和7年12月31日までで、水稻作付5作に相当する期間です。賃借料は、10a当たり●●円、●●円です。

4番、字新田窪、畑、面積は●●m<sup>2</sup>。10年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円です。

5-1番、字上根前、田、面積は●●m<sup>2</sup>。10年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円です。

5-2番、字下根前、字太平楽、田、2筆。面積は合計●●m<sup>2</sup>。10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円、●●円です。

5-3番、字姥堤、田、面積は●●m<sup>2</sup>。10年間の使用貸借です。

5-4番、字姥堤、田、面積は●●m<sup>2</sup>。10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円、●●円です。

5-5番、大字倉石又重字中久木、畑、面積は●●m<sup>2</sup>。10年間の使用貸借です。

6-1番、大字上市川字中山前、田、面積は●●m<sup>2</sup>。10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円、●●円です。

6-2番、大字上市川字前谷地、田、2筆。面積は合計●●m<sup>2</sup>。10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円、●●円です。

7番、大字倉石石沢字山辺沢、畑、面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**13番（竹原）** 休憩をお願いします。

**議長（岩井）** この際、暫時休憩いたします。

（ 休憩中 ）

**議長（岩井）** 休憩を解き、会議を続けます。

**6 番（高村）** 県外の農家が、機構の事業を通して借り受けできるのか。

**事務局（川村）** 次回報告させていただきます。

**10 番（中里）** 7 番について、県外の事業者がどのように経営管理するのか。

**事務局（川村）** まとめて次回報告させていただきます。

**議 長（岩井）** その他ございますか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 40 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 40 号は、原案のとおり決定しました。

**議 長（岩井）** 次に、議案第 41 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別断面積の設定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（町屋）** 議案書の 8 ページ議案第 41 号と参考資料の 74 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の設定について審議を求めるものでございます。

別段面積とは、売買や贈与などで農地の権利を取得する場合や、貸借により権利を取得する場合にその農家個人、またはその世帯が耕作する最低の面積であり、下限面積とも言います。農地法の規定では、都道府県の場合は、別段面積が 50a 以上となっておりますが、地域の実情を踏まえて各農業委員会が「別段面積」を設定できる事になっております。

例えば、担い手が不足している、また遊休農地が深刻なため新規就農を促したい場合。また、山間地域であるため、農業者の平均規模が小さく、50a以上を満たすのが難しい場合などです。

五戸町の場合、平成17年から別段面積を30aとしております。また、町では平成27年4月から定住促進、少子化対策のため五戸町空き家バンク制度を実施しております。同制度に登録された空き家の所有者が、空き家に付属した農地もセットで売却希望があった場合、購入者が別段面積30aを満たせないため購入できないなど支障が生じることがあります。全国的にも空き家に付属した農地を取得する場合に限り、別段面積を設定する農業委員会が増加しております。当町においても空き家に付属した農地を取得する場合に限り、新たに別段面積を0.01aに設定し、定住促進、少子化対策また遊休農地防止を推進するため、令和元年9月12日の総会で承認され設定しているものです。

別段面積に関しては、毎年、下限面積が適切かどうか確認することになっているため確認のための審議となります。

説明は以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第41号は、原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** 次に、議案第42号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（町屋）** 議案書の9ページ議案第42号と、参考資料の75ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案 1 件です。

1 番の字虫追塚前の田、1 筆について令和 3 年 8 月 25 日、所有者から申出があり、数 10 年前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。

令和 3 年 9 月 3 日の農地調査会で岩井会長、高橋委員、中川原委員と現地を確認した結果、草刈り等を行えば農地への復元が可能であると判断しましたので、非農地ではなく農地として決定を求めるものでございます。1 筆、●●m<sup>2</sup>です。

説明は以上です。

**議 長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**議 長（岩井）** よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは採決いたします。  
議案第 42 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（17 番以外挙手）

**議 長（岩井）** 17 番以外賛成ですので、議案第 42 号は農地と判断することに決定しました。

**議 長（岩井）** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって、令和 3 年第 9 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年9月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員